

阿賀野市犯罪のない安全で安心な まちづくり推進計画

平成21年4月



阿賀野市イメージキャラクター
「ごずっちょ」

目 次

第1章 推進計画の基本的事項	1
第1節 計画策定の趣旨.....	1
第2節 計画の位置付け.....	1
第3節 市民意見の反映.....	1
第4節 計画の期間.....	1
第2章 阿賀野市の犯罪の現状と市民意識	2
第1節 阿賀野市の犯罪の現状.....	2
1 阿賀野市における刑法犯認知件数年次別推移.....	2
2 阿賀野市における窃盗犯手口別犯罪状況.....	3
3 阿賀野市における刑法犯地域別発生状況.....	4
4 阿賀野市における自転車盗発生状況.....	5
5 阿賀野市における車上狙い発生状況.....	6
6 阿賀野市における施錠の状況.....	6
7 全体考察.....	6
第2節 市民意識.....	7
1 犯罪防止や交通安全のための取組みに関するアンケート結果.....	7
第3章 犯罪発生の一般的な背景	8
1 規範意識の低下.....	8
2 防犯意識の欠如.....	8
3 地域コミュニティ機能の低下.....	8
4 少年非行の深刻化.....	8
5 犯罪が発生しやすい生活環境.....	8
6 外国人犯罪の増加.....	8
7 社会経済情勢の変化.....	8
第4章 安全で安心なまちづくりの基本方針と目標	9
第1節 安全で安心なまちづくりの基本方針.....	9
1 犯罪のない安全で安心なまちづくりに向けた 意識 づくり.....	9
2 犯罪のない安全で安心なまちづくりに向けた 地域 づくり.....	9
3 犯罪のない安全で安心なまちづくりに向けた 環境 づくり.....	9
4 犯罪のない安全で安心なまちづくりに向けた 推進体制 づくり.....	10
第2節 目 標.....	10
1 市内の犯罪発生件数を減少させる.....	10
2 窃盗犯罪の施錠率を上昇させる.....	10
3 不審者出沒事案を減少させる.....	10
4 自主防犯団体数を増加させる.....	10
5 自主防犯活動従事者数を増加させる.....	10
6 防犯メール登録者数を増加させる.....	10

第5章 施策の展開	11
第1節 施策の体系.....	11
第2節 施策の展開.....	12
1 犯罪のない安全で安心なまちづくりに向けた意識づくり	12
(1) 防犯情報の提供.....	12
①各種広報媒体を活用した積極的な防犯広報.....	12
②防犯メール、FAXサービスによる防犯情報の提供.....	12
③「あがの安全安心ニュース」の発行.....	12
(2) 市民一人ひとりの各種防犯啓発活動の実施.....	12
①懸垂幕、のぼり、看板を活用した視覚的啓発活動.....	12
②防犯フェアの開催.....	12
③「阿賀野市防犯フォーラム」の開催.....	12
④街頭宣伝活動.....	12
⑤防犯診断、懇談会の開催.....	13
⑥公用車による防犯パトロール活動.....	13
⑦子供・高齢者・女性・障がい者等の犯罪弱者を対象とした啓発活動.....	13
⑧青少年の健全育成と迷惑行為の防止.....	13
⑨事業者への防犯意識の啓発.....	13
2 犯罪のない安全で安心なまちづくりに向けた地域づくり	14
(1) 地域ぐるみによる自主防犯活動の推進.....	14
①防犯リーダーの育成.....	14
②阿賀野市自主防犯団体等活動推進費補助金の活用推進.....	14
③自主防犯団体等の活動紹介.....	14
④表彰や感謝状の贈呈等.....	14
⑤市民一斉防犯パトロールの開催.....	14
⑥来訪者の安全確保.....	14
(2) あいさつ運動の展開.....	14
①「あいさつ運動」のぼりの掲出.....	15
②各団体・関係機関を通じた運動の展開.....	15
(3) 防犯上配慮を要する者（犯罪弱者）の安全確保.....	15
①地域の犯罪弱者を地域で見守る体制づくり.....	15
②関係機関による犯罪弱者保護.....	15
(4) 犯罪に関する相談窓口の拡大と業務の充実.....	16
①市民相談業務の充実.....	16
②犯罪被害者支援.....	16
3 犯罪のない安全で安心なまちづくりに向けた環境づくり	17
(1) 公共施設の防犯性の向上.....	17
①防犯に配慮した道路、公園、駐車場等の整備.....	17
②防犯灯の計画的設置と維持管理.....	17
③道路照明の計画的設置と維持管理.....	17
④公共施設の安全点検による改善と管理.....	17
⑤放置自転車対策.....	17
⑥不法投棄・落書き・違法ビラ対策.....	17

(2) 犯罪予防に配慮した土地・建物等の普及と適正な維持管理	18
①一般住宅における安全対策	18
②所有地等の適正な管理	18
③空き屋等の防犯対策	18
④観光地・商店街等の施設防犯対策	18
⑤防犯に配慮した都市基盤の整備促進	18
4 犯罪のない安全で安心なまちづくりに向けた推進体制づくり	19
(1) 庁内検討会議の開催	19
(2) 推進会議の設置	19
(3) 計画の進捗確認と見直し	19
(4) 阿賀野市防犯協会の活動強化と支援	19
【推進体制イメージ】	20
【施策内容と担当課一覧表】	

第1章 推進計画の基本的事項

第1節 計画策定の趣旨

市民に身近な日常生活に関わる犯罪被害が多発し、市民の治安に対する不安が高まっていることから、犯罪の未然防止を図るためには、自分の安全は自ら守る、更に地域の安全は地域で守るという意識で、市民、自治会等、事業者、土地建物所有者（以下「市民等」という。）、市、警察等が一体となって、安全で安心して暮らせる地域社会の実現に向けて取り組んでいく必要があります。

市では、この拠り所として「阿賀野市犯罪のない安全で安心なまちづくり推進条例」（以下「条例」という。）を平成19年12月に制定・施行いたしました。

この条例は、阿賀野市における「犯罪のない安全で安心なまちづくり」の基本理念を定め、市や市民等の防犯上果たすべき責務や役割分担等を明らかにし、市が施策を総合的かつ計画的に推進するための推進体制の整備や推進計画の策定等の基本的な事項を定めたものです。

阿賀野市犯罪のない安全で安心なまちづくり推進計画は、この条例に基づき、犯罪のない安全で安心なまちづくりに関する具体的な施策を総合的かつ計画的に展開するために策定します。

第2節 計画の位置付け

条例第9条に規定する推進計画であり、施策の方向性について以下の内容について定めるものです。

- 1 総合的に講ずるべき「犯罪のない安全で安心なまちづくり」の推進に関する施策の大綱
- 2 「犯罪のない安全で安心なまちづくり」の推進に関する施策を計画的に実施するために必要な目標設定
- 3 「犯罪のない安全で安心なまちづくり」の推進に関する施策を計画的に実施するために必要な事項

なお、阿賀野市総合計画をはじめ、新潟県犯罪のない安全で安心なまちづくり推進計画等、関連する他の計画との整合性を図った上で策定します。

第3節 市民意見の反映

この計画は、市の犯罪情勢や市民意識等を踏まえ、条例第17条の規定による「阿賀野市犯罪のない安全で安心なまちづくり推進会議」の意見を聴いて策定します。

この他、この計画の策定にあたっては地域の自主防犯団体やパブリックコメント等による市民の皆様の意見を参考に策定します。

第4節 計画の期間

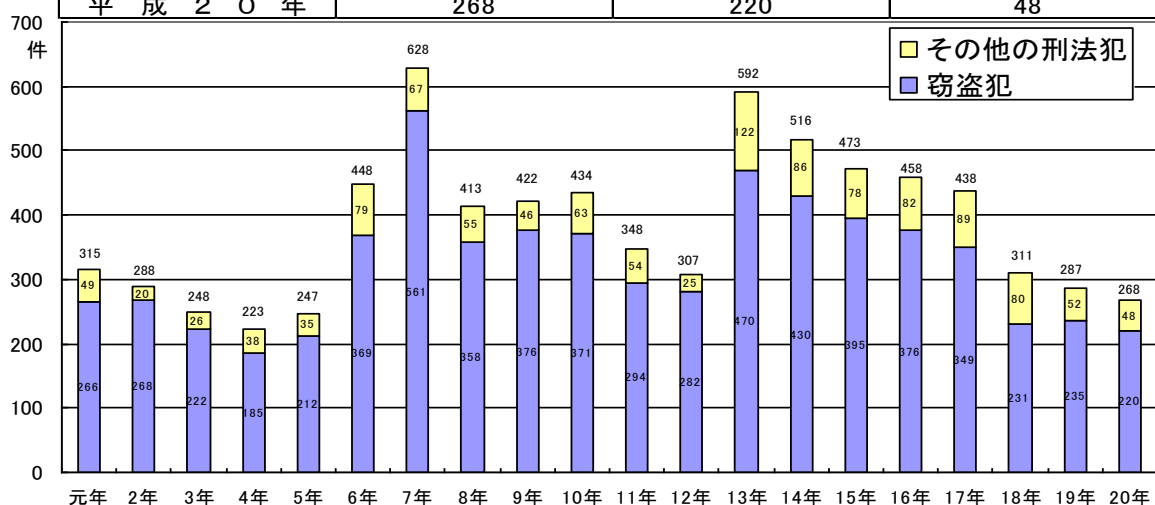
この計画の期間は、阿賀野市総合計画の第4期実施計画に基づき、平成21年度から平成23年度までの3年間とします。また計画期間の途中であっても社会情勢の変化等によっては適宜見直しを行います。

第2章 阿賀野市の犯罪の現状と市民意識

第1節 阿賀野市の犯罪の現状

1 阿賀野市における刑法犯認知件数年次別推移

区 分	刑 法 犯 認 知 件 数		
		窃 盗 犯	その他の刑法犯
平成元年	315	266	49
平成2年	288	268	20
平成3年	248	222	26
平成4年	223	185	38
平成5年	247	212	35
平成6年	448	369	79
平成7年	628	561	67
平成8年	413	358	55
平成9年	422	376	46
平成10年	434	371	63
平成11年	348	294	54
平成12年	307	282	25
平成13年	592	470	122
平成14年	516	430	86
平成15年	473	395	78
平成16年	458	376	82
平成17年	438	349	89
平成18年	311	231	80
平成19年	287	235	52
平成20年	268	220	48



平成以降の阿賀野市における刑法犯認知件数は上記のとおりです。

この間の**最多件数は平成7年の628件**で、**最小件数は平成4年の223件**でした。

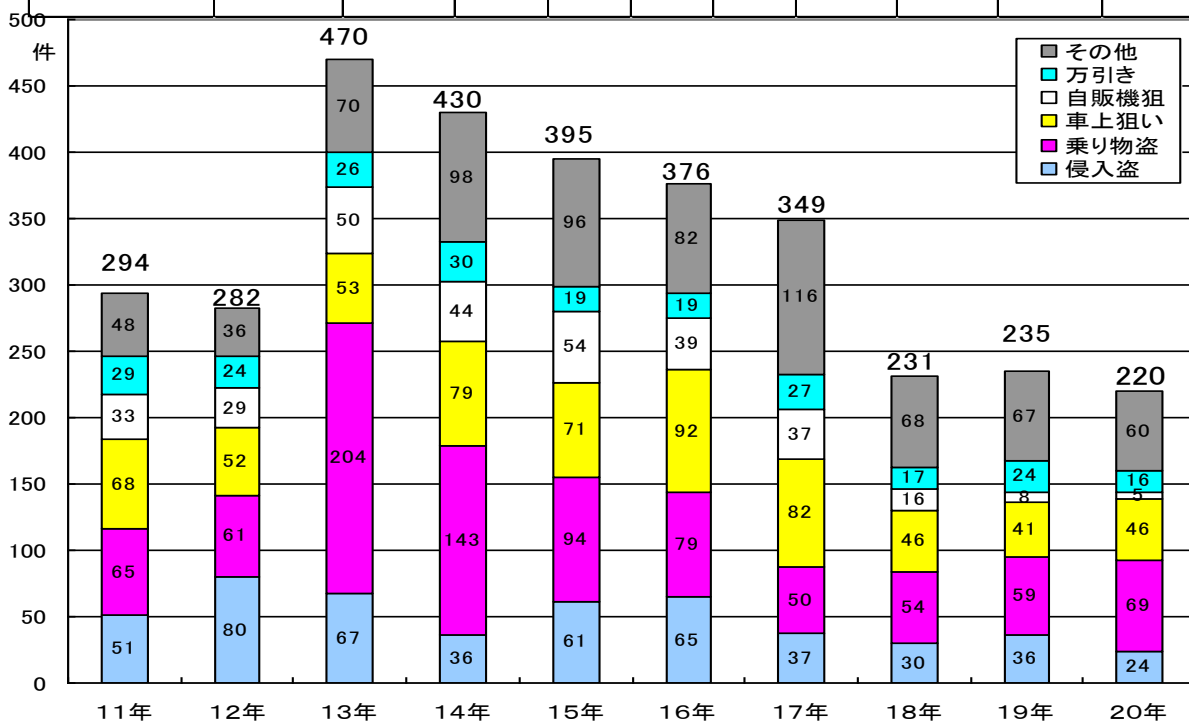
近年では、平成13年の592件をピークに7年連続して減少しており、特に自主防犯団体による自主的な防犯活動が盛んに行われはじめた平成18年には前年比で約3割減という大きな減少が見られ、更に翌年の平成19年からは、平成5年以来14年ぶりに300件を下回り、近年のピークを記録した平成13年に比べると300件以上減少しました。

これは7年間で犯罪認知件数が半分以下にまで減少したことになり、市内における治安の回復の兆しがうかがえます。

また、刑法犯認知件数のうち約82%は窃盗犯で占められ、窃盗犯の増減が阿賀野市における認知件数の増減を左右している状況です。

2 阿賀野市における窃盗犯手口別犯罪状況

区 分	窃盗犯 総 数	侵入盗	乗 り 物 盗			車上狙い	自販機 狙 い	万引き	その他	
			自転車盗	オートバイ盗	自動車盗					
平成11年	294	51	65	41	10	14	68	33	29	48
平成12年	282	80	61	37	17	7	52	29	24	36
平成13年	470	67	204	163	29	12	53	50	26	70
平成14年	430	36	143	109	26	8	79	44	30	98
平成15年	395	61	94	83	5	6	71	54	19	96
平成16年	376	65	79	69	4	6	92	39	19	82
平成17年	349	37	50	46	0	4	82	37	27	116
平成18年	231	30	54	46	5	3	46	16	17	68
平成19年	235	36	59	55	2	2	41	8	24	67
平成20年	220	24	69	61	5	3	46	5	16	60
占有率(%)	100.0	14.8	26.8	21.6	3.1	2.0	19.2	9.6	7.0	22.6



阿賀野市における過去10年間の窃盗犯手口別発生状況は上記のとおりです。

乗物盗の占有率が26.8%、中でも自転車盗だけで全窃盗犯の21.6%と最も多く、次いで車上狙い、侵入盗と続いており、自転車盗、車上狙いの増減が窃盗犯の増減に大きく影響しています。

3 阿賀野市における刑法犯地域別発生状況

地域別刑法犯発生状況

区 分	刑法犯 総 数	水原地区		安田地区		京ヶ瀬地区		笹神地区		その他	
		件数	占有率%	件数	占有率%	件数	占有率%	件数	占有率%	件数	占有率%
平成11年	348	167	48.0	62	17.8	61	17.5	58	16.7		
平成12年	307	141	45.9	83	27.0	46	15.0	37	12.1		
平成13年	592	309	52.2	96	16.2	89	15.0	96	16.2	2	0.3
平成14年	516	233	45.2	111	21.5	78	15.1	94	18.2		
平成15年	473	212	44.8	114	24.1	63	13.3	84	17.8		
平成16年	458	212	46.3	74	16.2	92	20.1	80	17.5		
平成17年	438	229	52.3	77	17.6	63	14.4	69	15.8		
平成18年	311	164	52.7	54	17.4	46	14.8	47	15.1		
平成19年	287	150	52.3	44	15.3	25	8.7	67	23.3	1	0.3
平成20年	268	148	55.2	50	18.7	27	10.1	43	16.0		
占有率(%)	100.0	49.1		19.1		14.8		16.9		0.1	

地域別人口分布

区 分	人 口 総 数	水原地区		安田地区		京ヶ瀬地区		笹神地区	
		人口	占有率%	人口	占有率%	人口	占有率%	人口	占有率%
平成11年	49,718	20,934	42.1	10,642	21.4	8,314	16.7	9,828	19.8
平成12年	49,544	20,914	42.2	10,595	21.4	8,287	16.7	9,748	19.7
平成13年	49,320	20,874	42.3	10,579	21.4	8,247	16.7	9,620	19.5
平成14年	49,156	20,857	42.4	10,546	21.5	8,264	16.8	9,489	19.3
平成15年	48,947	20,818	42.5	10,484	21.4	8,259	16.9	9,386	19.2
平成16年	48,759	20,791	42.6	10,419	21.4	8,211	16.8	9,338	19.2
平成17年	48,491	20,786	42.9	10,337	21.3	8,125	16.8	9,243	19.1
平成18年	48,136	20,681	43.0	10,286	21.4	8,021	16.7	9,148	19.0
平成19年	47,672	20,493	43.0	10,235	21.5	7,931	16.6	9,013	18.9
平成20年	47,302	20,338	43.0	10,218	21.6	7,886	16.7	8,860	18.7
占有率(%)	100.0	42.6		21.4		16.7		19.2	

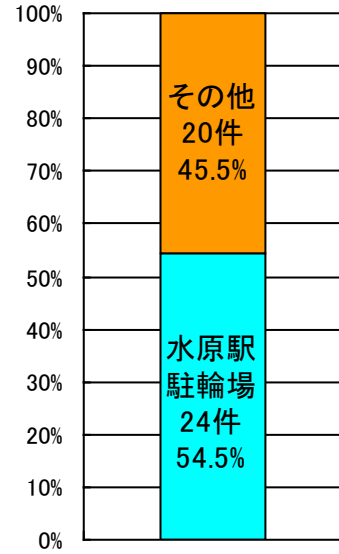
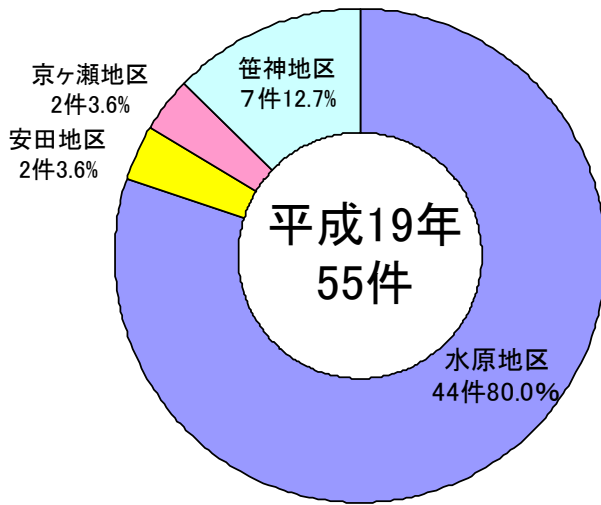
人口1,000人当たりの犯罪率

区 分	阿賀野市全体	水原地区	安田地区	京ヶ瀬地区	笹神地区
平成11年	7.0	8.0	5.8	7.3	5.9
平成12年	6.2	6.7	7.8	5.6	3.8
平成13年	12.0	14.8	7.2	10.8	10.0
平成14年	10.5	11.2	10.5	9.4	9.9
平成15年	9.7	10.2	10.9	7.6	8.9
平成16年	9.4	10.2	7.1	11.2	8.6
平成17年	9.0	11.0	7.4	7.8	5.1
平成18年	6.5	7.9	5.2	5.7	5.1
平成19年	6.0	7.3	4.3	3.2	7.4
平成20年	5.7	7.3	4.9	3.4	4.9
合 計	8.2	8.4	7.1	7.2	7.0

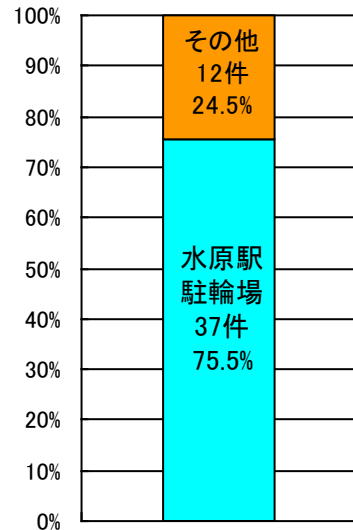
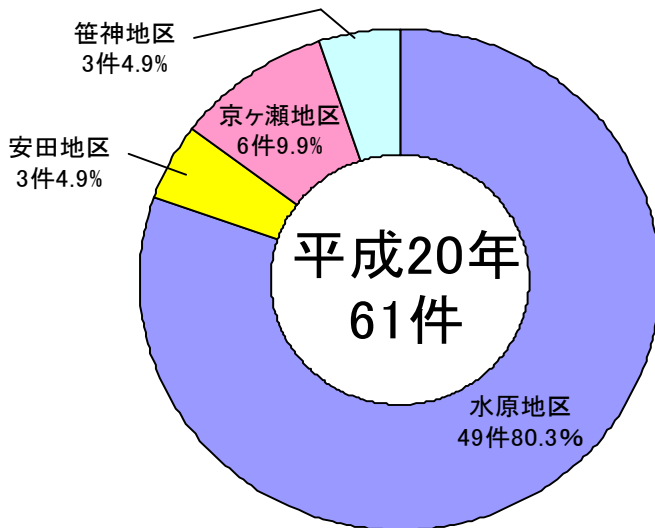
阿賀野市における刑法犯の地域別発生状況は上記のとおりです。

過去10年間の平均による人口1,000人当たりの犯罪率は8.2件となり、地域別では水原地区が8.4件と犯罪率が高くなっています。

4 阿賀野市における自転車盗発生状況



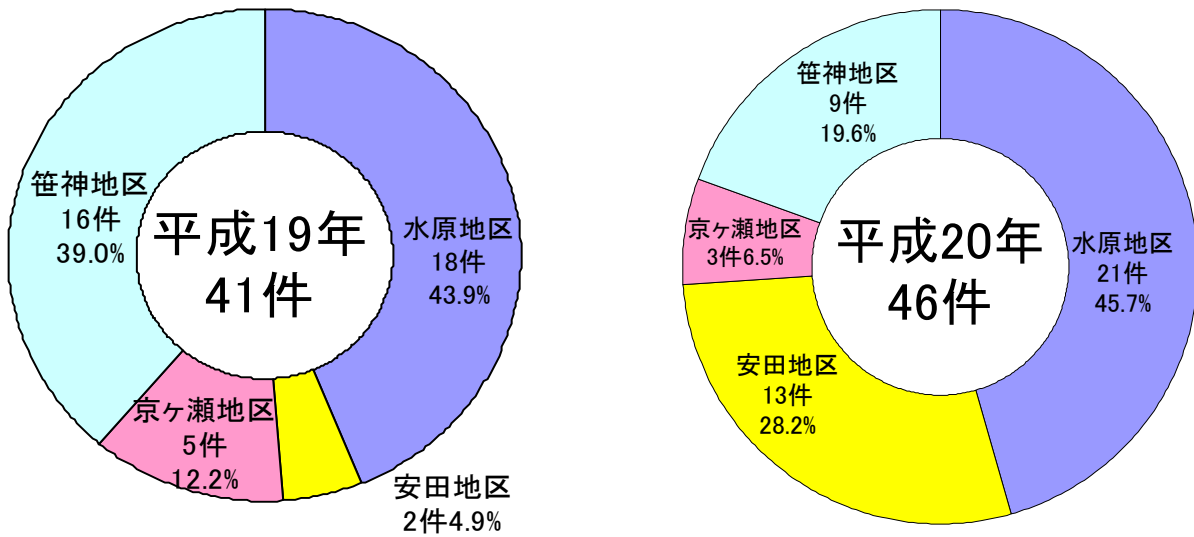
水原地区



水原地区

阿賀野市の犯罪の増減に大きく影響している自転車盗の発生状況は上記のとおりです。自転車盗難の発生場所は水原地区の特に水原駅駐輪場に集中しています。

5 阿賀野市における車上狙い発生状況



阿賀野市の犯罪の増減に大きく影響している車上狙いの発生状況は、上記のとおりです。車上狙いの発生場所は水原地区に集中しています。

6 阿賀野市における施錠の状況

区分	認知件数	施錠あり		施錠なし		2年間計	率(%)	新潟県の無施錠率(%)	全国の無施錠率(%)	
		件数	率(%)	件数	率(%)					
空き巣	H19年	7	1	14.3	6	85.7	12	85.7	66.9	36.0
	H20年	7	1	14.3	6	85.7				
車上狙	H19年	41	22	53.7	19	46.3	53	60.9	64.0	37.6
	H20年	46	12	26.1	34	73.9				
自動車盗	H19年	2	0	0.0	2	100.0	2	40.0	68.6	27.4
	H20年	3	3	100.0	0	0.0				
オートバイ盗	H19年	2	1	50.0	1	50.0	5	71.4	56.8	23.7
	H20年	5	1	20.0	4	80.0				
自転車盗	H19年	55	25	45.5	30	54.5	67	57.8	57.0	47.1
	H20年	61	24	39.3	37	60.7				
合計	H19年	107	49	45.8	58	54.2	139	60.7		
	H20年	122	41	33.6	81	66.4				
総合計		229	90	39.3	139	60.7				

阿賀野市における施錠の状況は上記のとおりです。

平成20年中の新潟県及び全国の無施錠率と比較すると、総じて無施錠で被害に遭っている割合が高く、防犯意識の低さがうかがえます。

7 全体考察

阿賀野市における犯罪の発生状況や市民の防犯意識の状況から、水原駅を中心とした自転車盗及び水原地区の商店駐車場等における車上狙い対策が犯罪抑止の鍵を握るものと考えられます。

第2節 市民意識

1 犯罪防止や交通安全のための取り組みに関するアンケート結果

(満足度)

	満足	ある程度満足	どちらとも いえない	少し不満	不満	わからない
全体	4.6%	30.1%	30.2%	9.7%	8.6%	16.8%
男性	3.1%	34.6%	27.8%	14.4%	6.8%	13.3%
女性	5.0%	28.8%	30.0%	6.5%	9.5%	20.2%
安田地区	5.4%	36.5%	27.0%	6.3%	5.4%	19.4%
京ヶ瀬地区	5.5%	28.0%	30.8%	10.4%	9.3%	16.0%
水原地区	3.9%	29.7%	32.2%	11.8%	8.0%	14.4%
笹神地区	4.6%	30.1%	30.2%	9.7%	8.6%	16.8%
20歳代	6.5%	17.8%	27.1%	15.0%	10.3%	23.3%
30歳代	3.7%	31.3%	28.4%	7.5%	4.5%	24.6%
40歳代	2.1%	31.1%	29.5%	11.1%	10.5%	15.7%
50歳代	1.9%	28.2%	35.9%	7.3%	10.8%	15.9%
60歳代	6.8%	31.1%	32.4%	9.0%	8.1%	12.6%
70歳代以	8.3%	39.1%	21.8%	11.5%	4.5%	14.8%

(重要度)

	重要	やや重要	どちらとも いえない	あまり重要 でない	重要でない	わからない
全体	52.7%	27.9%	13.3%	0.8%	0.6%	4.7%
男性	52.0%	31.1%	11.5%	1.3%	1.3%	2.8%
女性	55.9%	24.9%	12.6%	0.4%	0.0%	6.2%
安田地区	52.8%	29.7%	10.8%	1.4%	0.0%	5.3%
京ヶ瀬地区	51.4%	27.7%	15.3%	0.6%	0.6%	4.4%
水原地区	53.7%	27.3%	13.5%	0.8%	0.6%	4.1%
笹神地区	52.2%	28.9%	13.2%	0.0%	0.6%	5.1%
20歳代	57.0%	25.2%	11.2%	2.8%	1.9%	1.9%
30歳代	46.6%	32.1%	11.5%	0.8%	0.8%	8.2%
40歳代	55.9%	29.8%	12.8%	0.0%	0.0%	1.5%
50歳代	51.4%	27.1%	17.1%	0.8%	0.4%	3.2%
60歳代	53.1%	27.5%	13.3%	0.5%	0.5%	5.1%
70歳代以	53.5%	26.4%	11.1%	0.7%	0.0%	8.3%

市が平成19年9月に阿賀野市に居住する20歳以上の男女約3,000人を対象に行なった市民意識調査の結果によると、防犯対策については80%以上の人が重要と認識していて、昨今の治安に対する不安の高まりが感じ取れます。

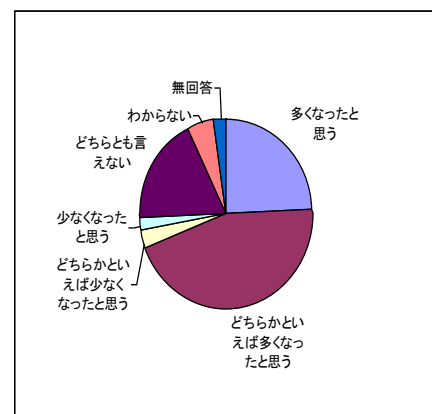
阿賀野市の防犯対策の満足度に関しては、全体で34.7%の人が満足していると答えています。また、やや不満もしくは不満と答えている人の割合も18.3%と高い状態です。

また、どちらともいえない、わからないという意識の低さが感じられる割合も47.0%と約半数に及ぶことから、更なる防犯意識啓発のための施策の強化が必要です。

なお、右の表は、新潟県警察本部が平成20年10月に県内に在住する20歳以上の男女1,500人を対象に実施した県民の防犯意識に関するアンケート調査結果で、自分や家族が犯罪にあらう不安について尋ねたところ、その不安が多くなったと感じている割合が非常に高くなっています。

ここ数年、警報犯罪の発生件数は減少しているにもかかわらず、犯罪内容の多様化や巧妙化、そして凶悪化等から、県民の体感治安は依然として改善されていない状況がうかがえます。

また、警察による取締りを強化してほしい犯罪については、半数以上の人々が「子供に対する犯罪」を挙げています。



第3章 犯罪発生の一般的な背景

1 規範意識の低下

公共の場での振る舞いをわきまえない行動や、人の迷惑を考えない行動等、社会における基本的なルールやモラルを守らない人が増えています。

こういった規範意識の低下が犯罪を許容する傾向を高め、また、罪を犯すことへの心理的抵抗を薄くしていると考えられます。

2 防犯意識の欠如

過去の日本の「安全神話」のもと、建物や乗り物に施錠する習慣が身に付いていなかったり、荷物を置きっぱなしにする等、「自分だけは犯罪に遭わない」「警察が守ってくれる」「世の中に悪い人はそんなにいない」等という意識から、一人ひとりの自主的な防犯意識がまだまだ低いと考えられます。

高速交通網の発達等、社会環境の変化により犯罪は全国どこにでも起こりえる状況になっていますが、特に農村部を中心に従来からの地域風土の健全さから、犯罪に対する危機意識が低いことが犯罪者に狙われやすい環境をつくり出していると考えられます。

3 地域コミュニティ機能の低下

都市化や核家族化の進展、生活様式の多様化等により地域の人間関係が薄れ、お互いの生活に関して無関心な傾向が年々強まってきていて、こうした地域社会の一体感・連帯意識の希薄化が犯罪の発生しやすい（犯罪者に狙われやすい）環境を生み出していると考えられます。

4 少年非行の深刻化

社会全体の規範意識の低下や子供に対する教育力の低下、しつけ不足、雑誌、インターネット等の中の有害情報等により少年非行が深刻化し、犯罪の低年齢化、粗暴化、凶悪化を招いていると考えられます。

5 犯罪が発生しやすい生活環境

道路や公園等をはじめとする公共施設、そして事業所や個人の住宅に至るまで、防犯対策への配慮が十分ではないことから、犯罪の発生しやすい（犯罪者に狙われやすい）環境が多いと考えられます。

6 外国人犯罪の増加

国際化、情報化等の進展に伴い、外国人による犯罪が増加しています。

また、外国人から見て日本は人も環境も無防備で、犯罪を犯しやすい国であると考えられています。

7 社会経済情勢の変化

経済情勢が不安定なことによる失業者の増加や雇用に対する不安、生活の困窮等も犯罪が増加する要因であると考えられます。

また、インターネットや携帯電話の普及により、犯罪を実行するための情報が簡単に入手でき、犯罪にも利用されやすいといったことも考えられます。

第4章 安全で安心なまちづくりの基本方針と目標

第1節 安全で安心なまちづくりの基本方針

条例で定める基本理念をもとに次の4項目を柱として、条例の目的である「市民並びに当市を訪れるすべての人々が安全で安心して暮らし、また、過ごすことができる地域社会の実現」を目指し、市民等、その他関係機関と市が協力・連携しながら、一体となって取り組んでいきます。

1 犯罪のない安全で安心なまちづくりに向けた 意識づくり

安全で安心して暮らせるまちづくりの原点は、犯罪がなくなり、何の対策をしなくても犯罪に遭うことがない社会づくりではなく、「自分の安全は自分で守る」という防犯意識を常に市民自らが持ち、日常生活を送ることができる社会づくりを指します。

言い換えれば、市民の一人ひとりが意識しなくても自然に防犯対策を施しながら生活できる社会づくりが、犯罪者に犯罪の機会を与えない、または犯罪者を生まない社会づくりに繋がると考えられます。

まずは、市民一人ひとりの防犯意識の高揚が犯罪のない安全で安心なまちづくりを目指す第一歩であり、いかにその啓発活動を展開するかが最大の課題でもあります。

2 犯罪のない安全で安心なまちづくりに向けた 地域づくり

昔はあちらこちらで近隣同士の挨拶や声掛け等が日常的に行われる習慣や美風があり、知らない人や不審者が入り込んでもすぐにわかってしまうような、地域社会の中に自然にできた監視性や領域性が大きな防犯効果をもたらしていましたが、近年の急激な社会環境の変化によりこの機能が大きく低下し、市民の身近なところで犯罪が増加しています。

こうした地域の防犯力を取り戻すため、市民一人ひとりの防犯意識の啓発に加えて、防犯意識を持った人が周囲にも目を配り、「地域の安全は地域で守る」という共通の認識の下、地域の連帯感を強め、お互いが助けあい、また犯罪弱者を見守ることができる地域づくりを目指します。

また、市並びに関係機関が連携して犯罪弱者をサポートする体制づくりも必要です。

3 犯罪のない安全で安心なまちづくりに向けた 環境づくり

安全で安心して暮らせるまちづくりを実現するためには、犯罪が発生しにくい環境づくりが必要になります。

市では、学校や道路、公園等の公共施設全般において犯罪防止に配慮した施設整備や維持管理に努め、また一般住宅や事業所にも防犯性の高い施設整備や日頃の防犯を意識した維持管理を広め、市民をはじめ、観光・交流等により当市を訪れるすべての人が犯罪への不安がなく安全で安心して過ごせるための防犯環境整備を促進します。

特に、1枚の割れたガラス窓を放置すると割られる窓ガラスが急激に増え、その建物全体が荒廃し、いずれ街全体が荒れてしまうというアメリカの犯罪学者が提唱した「割れた窓理論」が示すように、落書きや違法ビラ、そして放置自転車やゴミの不法投棄といった小さな犯罪は、放っておけば重大な犯罪の引き金となることから、公共施設をはじめ、市内すべての土地や建物の美化や環境保全にも努めます。

4 犯罪のない安全で安心なまちづくりに向けた 推進体制づくり

地域ぐるみの防犯活動により、犯罪の防止を図るため、市が基本的な方向を示すとともに、市民等、その他関係機関と市が密接に連携した「地域防犯力」を高めるための推進体制づくりを進めます。

第2節 目 標

「市民並びに当市を訪れるすべての人々が安全で安心して暮らし、また、過ごすことができる地域社会の実現」を基本目標とし、平成23年度までの3年間において、下記の数値目標を設定します。

1 市内の犯罪発生件数を減少させる。

平成20年刑法犯発生件数 268件 → 223件
(平成以降最小件数)

2 街頭犯罪の施錠率を上昇させる。

平成20年中の無施錠率 60.7% → 47.0%
(全国平均数値)

3 不審者出没事案を減少させる。

平成20年中の不審者出没情報件数 9件 → 0件

4 自主防犯団体数を増加させる。

25団体 → 35団体

5 自主防犯活動従事者数を増加させる。

2,000人 → 2,500人

6 防犯メール登録者数を増加させる。

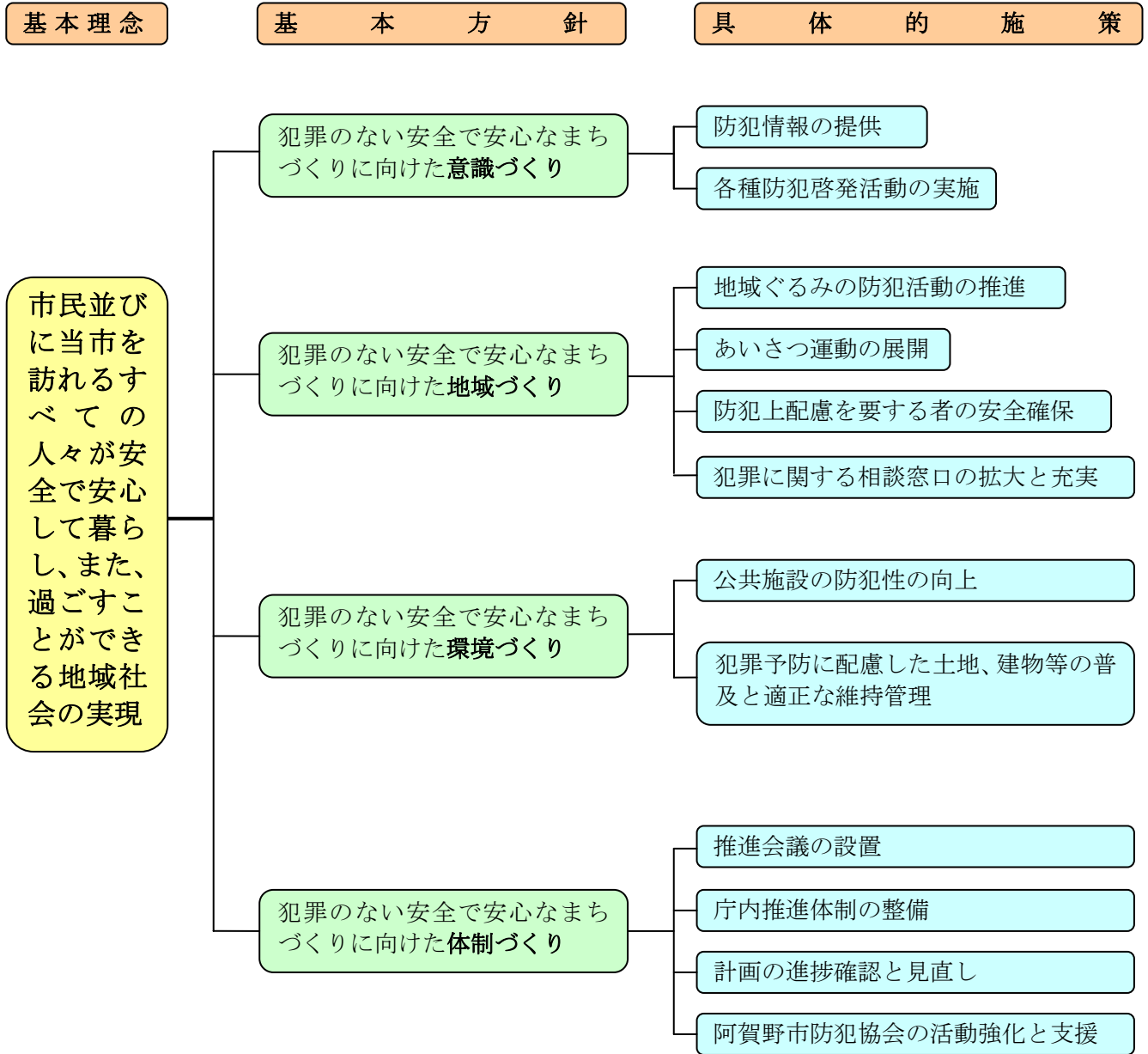
1,400人 → 2,000人

第5章 施策の展開

第1節 施策の体系

計画の目標を達成するため、基本方針のもと、それぞれの具体的な施策を展開することで、安全で安心なまちづくりを推進します。

【施策の体系】



第2節 施策の展開

1 犯罪のない安全で安心なまちづくりに向けた意識づくり

(1) 防犯情報の提供

「自らの安全は自ら守る」という市民の自主防犯意識を醸成するため、迅速で的確な情報提供により市民一人ひとりの防犯意識を啓発し、市民自らの自主的な防犯対策を促進します。

【具体的手法】

① 各種広報媒体を活用した積極的な広報活動

- ・「広報あがの」をはじめ、阿賀野市ホームページ、地上デジタルテレビのデータ放送等の各種媒体を有効活用した防犯広報を実施します。(通年)

② 防犯メール、FAXサービスによる防犯情報の提供

- ・阿賀野市防犯メール、防犯FAXサービスにより、犯罪発生情報や不審者出没情報の迅速な提供に努め、また本サービスへの市民の登録を推進します。
- ・平成20年度配信実績 犯罪発生警報49件 不審者情報11件 その他2件

③ 「あがの安全安心ニュース」の発行

- ・防犯メール等による犯罪の発生情報や不審者の出没情報をメール登録者以外の市民に発信するため、市独自の「あがの安全安心ニュース」を定期的に発行します。
- ・国、県、そして阿賀野警察署等が発信する防犯情報を迅速に市民に提供します。

【具体的目標・課題】

- ・防犯メール登録促進 平成20年現在約1,400人 → 2,000人
- ・読まれる防犯広報づくり
- ・新しい広報媒体の利用

(2) 市民一人ひとりの各種防犯啓発活動の実施

安全で安心なまちづくりへの関心と理解を深めるため、日常的な啓発と併せ、春は条例で定める「阿賀野市犯罪のない安全で安心なまちづくり推進旬間」、秋は「全国地域安全運動」「新潟県犯罪のない安全で安心なまちづくり推進旬間」に合わせて、春と秋の2回を阿賀野市の防犯重点啓発運動期間として定着させ、直接市民に防犯を呼びかける各種啓発事業の計画実行に努めます。

【具体的手法】

① 懸垂幕、のぼり、看板を活用した視覚的啓発活動(5月・10月)

② 防犯フェアの開催

- ・空き巣や車上狙い等、街頭犯罪の未然防止のための各種防犯機器や防犯グッズを展示広報する防犯フェアを開催します。(5月・10月)

③ 「阿賀野市防犯フォーラム」の開催

- ・市民をはじめ、防犯関係者が一同に集まり、共同研修や情報交換を目的とした「阿賀野市防犯フォーラム」を開催します。(年1回・5月)

④ 街頭宣伝活動

- ・市内の駅やバス停、商店等において、街頭防犯宣伝事業を実施します。
- ・市内の祭りや各種イベント、集会等の人が集まる機会を活用した積極的な防犯宣伝事業に取り組みます。

⑤ 防犯診断、防犯懇談会の開催(5月・10月)

・自治会等の単位により、住宅をはじめ地域の防犯環境を点検する防犯診断事業や地域住民が参集しての防犯懇談会等を開催し、防犯意識の啓発に努めます。

⑥ 公用車による防犯パトロール活動

- ・市役所本所並びに各支所に配置している青色回転灯と広報装置を装備した防犯パトロール公用車(4台)を活用して、担当部署の市職員が積極的な防犯パトロールや防犯広報活動を行います。(通年)
- ・特殊車両を除く市役所公用車に「防犯パトロール中」ステッカーを貼付して、市職員による業務移動中の「ながら防犯パトロール活動」に取り組みます。

⑦ 子供、高齢者、女性、障がい者等の犯罪弱者を対象とした防犯啓発活動

- ・保育園、幼稚園、学校単位で園児、児童、生徒を対象にした防犯教室や不審者侵入避難訓練を実施し、併せて教職員の防犯知識の向上を図ります。
- ・学校や地域単位で「地域安全マップ」の作成を推進し、子供自体の防犯能力を高めます。
- ・全児童に防犯ブザーを貸与します。
- ・ひったくりやわいせつ行為、悪質商法、振り込め詐欺等、特定の犯罪被害に遭いやすい女性や高齢者、障がい者に対し、各種広報や講習会を開催することにより自らの安全を確保していく上で必要な知識の普及、啓発に努めます。

⑧ 青少年の健全育成と迷惑行為の防止

- ・保育園、幼稚園、学校単位で園児、児童、生徒を対象とした非行防止教室を開催します。
- ・青少年育成センターによる巡回パトロールや青少年育成市民会議の活動を強化し、青少年の非行防止に努めます。
- ・家庭での教育力向上のため、阿賀野市PTA連絡協議会等の活動を支援し、保護者を対象とした青少年の非行防止のための情報発信や研修会の開催等に努めます。

⑨ 事業者への防犯意識の啓発

- ・従業員に対して、防犯上必要な知識や技術を習得するための学習機会を提供することを事業者働きかけます。
- ・事業者が地域の一員として防犯パトロールや環境浄化活動等の防犯活動に積極的に参画するよう働きかけます。

【具体的目標・課題】

- ・より効果的な街頭宣伝場所と宣伝方法の検討
- ・街頭宣伝における阿賀野市防犯協会や市内の自主防犯団体、阿賀野高校ボランティア部をはじめとする防犯ボランティアの活用

2 犯罪のない安全で安心なまちづくりに向けた地域づくり

(1) 地域ぐるみによる自主防犯活動の推進

「地域の安全は地域で守る」という地域防犯意識を醸成するため、市民等が行う自主的な防犯活動を促進し、取組の継続を支援します。

【具体的手法】

① 防犯リーダーの育成

- ・「地域の安全は地域で守ろう」を合言葉に、自治会、その他地域コミュニティ団体や組織等に自主防犯活動の必要性、重要性を啓発し、地域の防犯活動の中心となる人材の育成に努めます。

② 阿賀野市自主防犯団体等活動推進費補助金の活用促進

- ・自治会、その他地域コミュニティ団体や組織等に自主防犯活動の必要性、重要性を啓発し、自主活動の開始に向けての情報提供や、物的、金銭的な支援を行います。
- ・阿賀野市自主防犯団体等活動推進費補助金交付要綱（1団体につき50,000円を上限とした補助金を交付）
- ・自主防犯活動が定着するまで防犯パトロール用品等の各種防犯グッズを貸与します。

③ 来訪者の安全確保

- ・観光客をはじめとする阿賀野市への来訪者が安全で安心して滞在期間を過ごせるよう、観光協会や商工会等を通じて防犯情報の提供等を行い、観光地や商店街による来訪者を犯罪から守るための地域ぐるみの自主的な防犯活動を推進します。

④ 自主防犯団体等の活動紹介

- ・防犯フォーラムや各種広報誌、防犯チラシ等により自主的に防犯活動に取り組む団体や個人を紹介する機会を設け、他地域への活動の波及を促進します。

⑤ 表彰や感謝状の贈呈等

- ・自主防犯に携わる個人・団体の表彰や感謝状の贈呈を積極的に行います。

⑥ 市民一斉防犯パトロールの開催

- ・市内の自主防犯に関わる人が同日同時刻に市内で一斉に防犯パトロールを行うことにより、市全体の防犯気運を高め、安全で安心なまちづくりに関する市民の関心と理解を深めるとともに、自主防犯に携わる者の志気を高めます。

【目標・課題】

- ・自主防犯団体数の増加 25団体→35団体
- ・活動が低迷している団体への活動維持のための啓発事業の実施

(2) あいさつ運動の展開

日頃から、家庭・学校・地域・職場等で「あいさつ運動」は基本的なマナーとして推進されていますが、犯罪者が犯行をあきらめる一番の理由は犯行中もしくはその前に地域の人に声を掛けられた時という警察庁のデータがあるように、あいさつは円滑な人間関係の形成を基本に、青少年の健全育成をはじめ、「防犯」という観点においても大きな効果が期待できます。

朝起きて「おはよう」と家族間であいさつを交わすことにはじまり、就寝時の「おやすみ」まで、その日出会った一人ひとりとあいさつを交わすことの大切さを改めて市民に呼びかけ、あちらこちらであいさつが行き交う地域づくりを推進します。

【具体的手法】

① 「あいさつ運動」のぼりの掲出

- ・街頭のほか、市内小中学校や関係機関、団体等へ協力要請し、「あいさつ運動」のぼりを掲出して市民への啓発を行います。

② 各団体・関係機関を通じた運動の展開

- ・各種広報を活用して、市民にあいさつ運動を推進するほか、学校、事業所、自治会、そして自主防犯団体をはじめ、関係機関や関係団体へあいさつ運動の展開と実践を直接的に要請します。

【目標・課題】

- ・登下校中の児童や生徒をはじめ、単に歩道をすれ違う見ず知らずの人同士があいさつを交し合うまちづくり。

(3) 防犯上配慮を要する者の安全確保

犯罪は日ごとに多様化、凶悪化、巧妙化の傾向が強まり、子供や高齢者が犯罪被害にあう事件が後を絶ちません。こうした防犯上の配慮を要する子供、高齢者、女性、障がい者等のいわゆる「犯罪弱者」が犯罪被害にあわないよう、当該者に安全教育や啓発活動を行うとともに、周囲の「見守りの姿勢」を地域全体で堅持する取組を進めます。

【具体的手法】

① 地域の犯罪弱者を地域で見守る体制づくり

- ・市民一人ひとりが周囲の犯罪弱者を気遣い、見守る意識づくりのための啓発活動を行います。
- ・地域の自主防犯団体による、児童をはじめとする犯罪弱者を見守るための防犯パトロール活動を推進します。
- ・事業所等へ協力を要請し、犯罪弱者を見守るパトロール活動を推進します。

② 関係機関による犯罪弱者保護

- ・市役所本所並びに各支所に配置している青色回転灯と広報装置を装備した防犯パトロール公用車（4台）を活用して、担当部署の市職員が児童の登下校時に防犯パトロールを行います。（通年）
- ・特殊車両を除く市役所公用車に「防犯パトロール中」ステッカーを添付して、特に児童の登下校時間を中心に、市職員による業務移動中の「ながら防犯パトロール活動」に取り組みます。
- ・スクールガードによる、通学路の安全点検や児童の見守り活動を推進します。
- ・犯罪弱者に日頃から接する民生（委員）・児童委員、介護支援専門員、福祉関係者、各種ボランティア関係者等に対して、犯罪被害の防止についての啓発や犯罪情報を提供します。また巡回や訪問等のそれぞれの日頃の活動を通じて、犯罪弱者を防犯面からもサポートできる体制づくりを整備し、犯罪弱者の防犯意識の啓発や犯罪被害の未然防止、早期発見に努めます。

(4) 犯罪に関する相談窓口の拡大と業務の充実

市民の安心感を高めるため、関係する庁内各課が連携し、相談窓口や相談体制を整備するとともに、市民に一番身近な窓口として、外部の専門的な機関、団体等とも連携を図り、それぞれの機関に導く役割を果たします。

【具体的手法】

① 市民相談業務の充実

- ・一般相談、法律相談等において、市民からの相談、苦情、要望等に対し、適切な処置を講じ、または適切な助言、もしくは指導が行われるよう努めます。
- ・犯罪弱者が相談しやすい環境や体制を整備し、また、相談窓口を拡大することにより迅速な問題解決に向けての支援体制を整えます。

② 犯罪被害者支援

- ・犯罪被害者の置かれた立場を理解してもらうため、「犯罪被害者週間」等における啓発活動に努めます。
- ・犯罪被害者の相談に応じ、警察や民間犯罪被害者支援団体等の関係機関と連携して犯罪被害者の支援に努めます。

3 犯罪のない安全で安心なまちづくりに向けた環境づくり

(1) 公共施設の防犯性の向上

道路、公園、駐車場等の市民生活に密接なかかわりがある場所において、防犯面に配慮した施設整備や維持管理を行い、防犯性の向上を図ります。

【具体的手法】

① 防犯に配慮した道路、公園、駐車場等の整備

- ・道路、公園、駐車場等の整備に当たっては、見通しの確保や夜間照明の同時整備等、犯罪の防止に配慮した施設整備を行います。
- ・国、県等が行う公共施設整備全般について、防犯環境に配慮した施設整備を要望します。

② 防犯灯の計画的設置と維持管理

- ・阿賀野市の防犯灯設置及び維持管理に関する規則に基づき、特に配慮が必要な通学路等を中心に暗がり調査等を行い、必要性や緊急性を考慮しながら市全体の計画的な防犯灯整備に努めます。
- ・自治会をはじめとする地域の防犯灯設置要望に基づき、必要性や緊急性を考慮し、計画的な防犯灯整備に努めます。
- ・自治会等が行う防犯灯の新設や維持管理を支援します。
- ・定期的な巡回活動により、既設防犯灯の適正な維持管理に努めます。

③ 道路照明の計画的設置と維持管理

- ・交差点や橋梁等を中心に交通安全上の配慮を優先し、道路環境整備の一環として設置されている道路照明は防犯灯としての役割も大きく、犯罪の予防にも繋がっていることから、防犯灯では照度が足りない広域道路や交差点等において、防犯灯と同様に暗がり調査を行う等して、計画的な道路照明の整備や維持管理に努めます。

④ 公共施設の安全点検による改善と管理

- ・道路、公園、駐車場をはじめ、市役所や集会施設等も含めたすべての公共施設全般において、地域と連携した定期的な巡回、点検を実施し、必要な対策を講じることにより防犯性の向上を図ります。
- ・公共施設の美化に努めます。
- ・特に学校については、防犯に配慮した門扉、教室、フェンス等の施設の安全点検と安全管理に努めます。

⑤ 放置自転車対策

- ・駅前輪場をはじめ、市内全公共施設駐輪場等において定期的に放置自転車の撤去を行い、環境美化に努めます。
- ・自転車の防犯登録を推進します。

⑥ 不法投棄・落書き・違法ビラ対策

- ・市職員並びに環境保全巡視員による定期的な不法投棄をはじめとする環境保全のためのパトロール活動を強化します。
- ・地域によるゴミ拾い等の環境保全活動を推進します。
- ・注意看板やのぼり設置により不法投棄の防止等の環境保全を呼びかけます。

(2) 犯罪予防に配慮した土地、建物等の普及と適正な維持管理

一般住宅やアパート、マンション等の集合住宅、そして事業所の建物等の防犯性を向上させるため、市民や事業者及び関係機関等への情報提供や意識啓発を行い、防犯性の高い建物の普及に努めます。

また、空き屋や空き地の実態把握を含め、市内のすべての土地、建物所有者や管理者へ、防犯面に配慮した適正な不動産管理を指導します。

① 一般住宅における安全対策

- ・ 県条例に基づく「住宅の犯罪の防止に配慮した構造、設備に関する指針」等を参考に犯罪にあいにくい住宅の構造、設備等に関する情報の提供や意識の啓発を図ります。

② 所有地等の適正な管理

- ・ 空き地をはじめ、自己が所有する土地が不法投棄や犯罪の温床になることを防止するため、定期的な点検や草刈、ゴミ拾いの実施等による適正な管理がされるよう指導します。

③ 空き屋等の防犯対策

- ・ 無人施設や空き屋等の所有者や管理者に、必要に応じて防犯面での対策を施すよう指導します。

④ 観光地、商店街の施設防犯対策

- ・ 観光地や商店街については、観光協会や商工会と連携して、当地域を初めて訪れる人の視点に立った死角、暗がり、危険箇所等の点検を行い、地域住民だけでなく、来訪者が犯罪被害にあいにくい施設の整備や管理を推進します。

⑤ 防犯に配慮した都市基盤の整備促進

- ・ 宅地造成等の開発（土地利用）計画をはじめ、新たな都市整備や再開発は地域全体に防犯の視点を取り入れることができる有効な機会であることから、すべての開発行為において防犯に配慮したものになるよう、それぞれの事業主体に働きかけや指導を行います。

4 犯罪のない安全で安心なまちづくりに向けた推進体制づくり

(1) 庁内検討会議の開催

本計画の実施に当たっては、主に施策を行う関係部署が互いに連携し、協力して取り組む必要があることから、庁内の関係課間で情報の共有化を図るとともに、施策効果の検証を行い、実効性の確保に努めます。

(2) 推進会議の設置

犯罪の防止に配慮した安全で安心なまちづくりに関する各種施策を市民等と一体となって推進するため、識見者、防犯協会関係者、地域活動団体を代表する者、事業者、警察その他行政関係者等の委員から構成される「阿賀野市犯罪のない安全で安心なまちづくり推進会議」を設置し、本計画の策定をはじめ、進捗状況に関する評価や計画変更等の必要な事項について調査や審議を行い、施策の効果的な推進を図ります。

(3) 計画の進捗確認と見直し

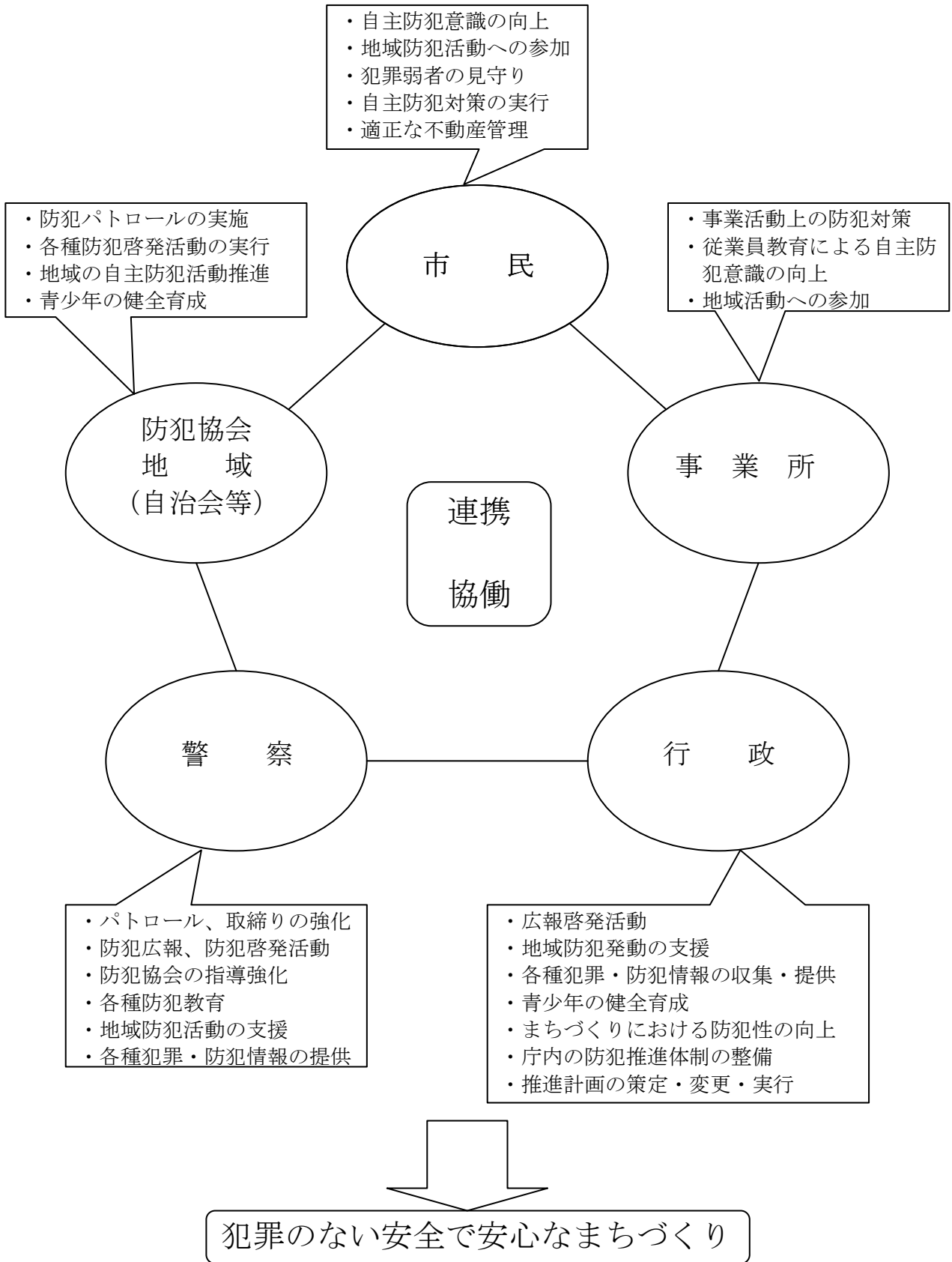
本計画の進捗状況を定期的に確認し、必要に応じて本計画の見直しを行う場合には、「阿賀野市犯罪のない安全で安心なまちづくり推進会議」の意見を聴いて変更します。

また、計画を見直した場合は、「広報あがの」や市ホームページ等を活用して公表します。

(4) 阿賀野市防犯協会の活動強化と支援

市の計画に基づき、また市と密接に連携して各種防犯施策を実践する中心組織である阿賀野市防犯協会の活動強化を推進し、また、その活動が円滑に行われるよう人材の育成や物資の提供、補助金の交付等による支援を行います。

【推進体制イメージ】



参考資料【施策内容と担当課一覧表】

意識づくり

主要施策	具体的手法	担当(関係)機関
1 防犯情報の提供	各種広報媒体を活用した広報活動	総務課・関係各課
	防犯メール・FAXによる防犯情報の提供	総務課
	「あがの安全安心ニュース」の発行	総務課
2 市民一人ひとりの各種啓発事業の実施	懸垂幕、のぼり、看板を活用した啓発活動	総務課・関係各課
	防犯フェアの開催	総務課
	阿賀野市防犯フォーラムの開催	総務課・防犯協会
	街頭宣伝活動	総務課・防犯協会
	防犯診断、防犯懇談会の開催	総務課・防犯協会
	公用車による防犯パトロール活動	総務課・全職員
	犯罪弱者への広報や講習会の実施	総務課・学校教育課・生涯学習課・福祉課
	青少年の健全育成と迷惑行為の防止	総務課・学校教育課・生涯学習課・福祉課
	事業者への防犯意識の啓発	総務課・商工観光課

地域づくり

主要施策	具体的手法	担当(関係)機関
1 地域ぐるみによる防犯活動の推進	防犯リーダーの育成	総務課・学校教育課・福祉課・関係各課
	自主防犯団体等活動推進費補助金の活用促進	総務課
	自主防犯団体の活動紹介	総務課・学校教育課・関係各課・防犯協会
	表彰や感謝状の贈呈	総務課・防犯協会
	市民一斉防犯パトロールの開催	総務課・全職員
	来訪者の安全確保	総務課・商工観光課・防犯協会
2 あいさつ運動の展開	のぼりの掲出	総務課・学校教育課・生涯学習課
	各団体・関係機関を通じた運動の展開	総務課・学校教育課・商工観光課・全職員
3 防犯上配慮を要するものの安全確保	地域の犯罪弱者を地域で見守る体制づくり	総務課
	関係機関による犯罪弱者保護	総務課・学校教育課・生涯学習課・福祉課・全職員
4 犯罪に関する相談窓口の充実	市民相談業務の充実	総務課・市民生活課・福祉課・関係各課
	犯罪被害者支援	総務課・市民生活課・福祉課

環境づくり

1 公共施設の防犯性の向上	防犯に配慮した道路・公園・駐車場等の整備	総務課・建設課・企画政策課
	防犯灯の新設、維持管理	総務課
	道路照明の設置、維持管理	総務課・建設課
	公共施設の安全点検による改善及び管理	総務課・管理施設のある全課
	放置自転車対策	総務課
	不法投棄・落書き・違法ビラ対策	総務課・市民生活課・福祉課
2 犯罪予防に配慮した土地、建物の普及と適正な維持管理	一般住宅における安全対策	総務課・建設課
	所有地の適正な管理	総務課・企画政策課・市民生活課・管理地のある全課
	空き屋等の防犯対策	総務課・企画政策課・市民生活課
	観光地、商店街の施設防犯対策	総務課・商工観光課
	防犯に配慮した都市基盤の整備促進	総務課・建設課・企画政策課